

毎週火・金曜日発行(当日在が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

○福島県監査委員
監査公表二件

目次

福島県監査委員

監査公表第14号

令和3年3月26日監査公表第5号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年6月25日

福島県監査委員 星 公 正
福島県監査委員 佐 久 間 俊 男
福島県監査委員 佐 竹 浩 和
福島県監査委員 高 橋 宏 和
3 病 第 2 2 4 号
令和3年4月30日

福島県監査委員 星 公 正
福島県監査委員 佐 久 間 俊 男 様
福島県監査委員 佐 竹 浩 和
福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文 國

○ 公営企業に係る定期監査結果の措置状況について（通知）

令和3年3月15日付け2福監第358号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。
(別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

1 監査対象機関 県立宮下病院

監査対象年度 令和元年度

監査実施年月日 令和3年1月7日

指摘・勧告事項	措置状況
<p>「指摘事項」</p> <p>固定資産の管理・経理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>建物について、固定資産台帳に誤った耐用年数を登録したため、過年度の減価償却費が過大又は過少となっており、また、減価償却費に対応する財源の収益化額の計上が漏れていたものがある。その</p>	<p>(原因)</p> <p>今回の事実は、固定資産の耐用年数、種類及び財源を誤認したことと、組織的なチェックが十分に機能しなかったことにより生じたものです。</p> <p>(処理状況)</p> <p>誤った固定資産の耐用年数や種類、財源の登録については、令和元年度中に固定資産台帳及び仕訳を修正し、その後は</p>

<p>ことに伴って、一般会計負担金の繰入額に影響を及ぼしていた。</p> <p>なお、令和元年度に上記に係る修正処理を行っており、過年度損益修正益（修正損）を計上している（過年度損益修正益 34,482,297円、過年度損益修正損 259,402円）。</p> <p>「是正又は改善の意見」</p> <p>固定資産の管理・経理に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>修正後の情報を基に適正に会計処理を行っています。</p> <p>（今後の対応）</p> <p>今後は管理職を含め複数職員による確認を徹底するとともに、関係規程に基づき適正な管理・経理に努めてまいります。</p>
--	--

2 監査対象機関 県立南会津病院
 監査対象年度 令和元年度
 監査実施年月日 令和3年2月5日

指 摘・勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」</p> <p>貸倒引当金にかかる決算事務において、牽制体制が機能しておらず、収益の算出に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>前回の監査において貸倒引当金の算定誤りについて指導があったにもかかわらず、決算事務においてチェック体制が機能しておらず、固定資産及び流動資産の貸倒引当金の算定を誤り、それに伴って貸倒引当金戻入益を過大に算出している。</p> <p>「是正又は改善の意見」</p> <p>決算事務に当たっては、チェック体制を確立し、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因）</p> <p>今回の事実は、貸倒引当金計上時の算定誤りと、組織的なチェックが十分に機能しなかったことにより生じたものです。</p> <p>（処理状況）</p> <p>誤って算定した固定資産及び流動資産の貸倒引当金について、令和3年3月1日に正しい金額に修正するとともに、過大に算出した貸倒引当金戻入益相当額を過年度損益修正損に計上しました。</p> <p>（今後の対応）</p> <p>今後、貸倒引当金については決算事務処理要領に加え、新たに令和2年度に作成した貸倒引当金処理のチェック表により事務処理を行い、管理職を含め複数職員による確認を徹底するとともに、関係規程に基づき適正な処理に努めてまいります。</p>
<p>「指摘事項」</p> <p>その他流動資産の保全管理及び記録に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」</p> <p>病院が過年度において立替金で納入した非常勤職員（医師）に係る所得税のうち1,085,805円について、納付等の記録が残っておらず、納付義務者ごとの納付状況が把握されていないなど適切な債権の管理が行われていない。</p> <p>「是正又は改善の意見」</p> <p>その他流動資産の保全管理及び記録に当たっては、関係規程に基づき適正に行うとともに、納付義務者ごとの納付状況を把握し適切に処理すること。</p>	<p>（原因）</p> <p>今回の事実は、その他流動資産に計上した源泉所得税の保全管理及び記録について、組織的な管理が十分に行われてこなかったことにより発生したものです。</p> <p>（処理状況）</p> <p>本事案については、令和2年11月11日に事案発生当時の経緯を確認し、納付義務者ごとの納付状況等の確認作業を実施しています。</p> <p>（今後の対応）</p> <p>今後、その他流動資産の保全管理及び記録に当たっては、管理職を含めた複数職員による確認の徹底及び関係規程に基づく適正な処理に努めるとともに、確認した納付状況等を基に適切に処理を行います。</p>

(監査総務課)